

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見

(平成26年5月30日～平成26年7月10日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見① (平成26年6月2日)

4月28日付けでガスシステム改革小委員会に提出した意見(以下「前回意見」)は、5月29日の同委員会で参考資料1(☆)の「御意見①」として掲載していただいた。

それに続いて今回は、一般ガス事業市場の競合状態から見た簡易ガス事業制度の在り方について、以下の通り意見を提出する。

☆: http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/gas_system/pdf/009_s01_00.pdf

前回意見では、一般ガス事業者の料金規制撤廃の前提とする競合状況の指標について、下記の通りの指摘をした。

>>>

全国のLPガス消費者世帯数(大多数が家庭用消費者と推定:全国LPガス協会データ)は、2007年度2555万件から2012年度2424万件へと▲5.1%減少する一方で、一般ガス事業者は比較年に若干の相違があるが、下表のように全国で3.2%増と順調に件数が伸びている。エネルギー事務局が事業者分類する大手3社は全国平均以上の伸び率を示しており、供給区域内の全体の世帯増からしても、他エネルギーとの競争において優位にあると言える。

しかし、全国ベースでの増加数の98%が大手3社であることから、それ以外の一般ガス事業者は、世帯減の中で他エネルギーとの競争で劣後している可能性もある。他エネルギーとの競争状態は地域によって大きな相違があると想定されるので、一律に競争が活発化していると決めつけて料金規制を撤廃することは、前提条件を著しく見誤ることになる。

【一般ガス事業者の5か年家庭用消費者件数増加率】(出所:日本ガス協会(単位:千件))

	A) 2013年3月	B) 2008年3月	A-B) 差異	(A/B) 増加率
全国合計	27,588	26,721	867	3.2%
内数) 東京ガス	10,038	9,481	557	5.9%
内数) 大阪ガス	6,747	6,556	191	2.9%
内数) 東邦ガス	2,235	2,130	105	4.9%
(占有率) 3社計	(68%) 19,020	(68%) 18,167	(98%) 853	4.7%

>>>

上記の部分では、一般ガス事業市場の競合状態は地域によって大きな差異がある可能性を述べた。一般ガス事業者の消費者総件数の約95%は家庭用消費者と推定されるので、各一

一般ガス事業者の消費者総件数の増減は、概ねその地域での家庭用消費者向けのガス市場での競合状態と捉えることができる。

家庭用消費者の需要であるガスなど熱エネルギー源の競合状況を測る最適な指標は件数（世帯数）であって、暖房などを含めたエネルギー量で測るのは実態を反映していないので不適格だ。

ガスシステム改革小委員会の事業類型のうち、公表されているデータで一部ガス事業者の消費者総件数の増減を下表のようにして比較してみると、ガス事業者によっては、その地域での独占力に差異がある。

類 型	ガス事業者名	2013/3 (千件)	2006/3 (千件)	差異 (千件)	増減率 (%)
Ⅰ. 多数のLNG基地と大規模導管網	東京	10,678	9,818	860	8.8
	大阪	7,086	6,758	328	4.9
	東邦	2,321	2,157	164	7.6
Ⅱ. LNG基地1、2カ所と一定規模導管網	西部	1,106	1,128	▲22	▲2.0
	北海道	553	551	2	0.4
	広島	413	427	▲14	▲3.3
	仙台市	346	361	▲15	▲4.2
	静岡	314	314	0	0
Ⅲ. 導管による卸で調達	京葉	875	803	72	9.0
	北陸	362	339	23	6.8

（出典：ガス事業便覧（平成25年版）、仙台市ガス事業概要書平成20年9月）

＜注＞仙台市ガス局の消費者件数減は、震災による減と思われる。

上表の「Ⅲ. 導管による卸で調達」する一般ガス事業者は、独占力が強い可能性がある。一般ガス事業者の料金規制撤廃の前提を、家庭用消費者市場での競合状態とするのであれば、上記以外の個々の一般ガス事業者において、特に家庭用消費者件数の増減推移を公表しながら、独占力の強弱を判断すべきである。それを示さずして一律にガス料金規制を撤廃しようというのは、独占力あるガス事業者の営業地域に居住する家庭用消費者にとっては、非常に危険極まりない。

他方で、上表の「Ⅱ. LNG基地1、2カ所と一定規模導管網」の西部、広島、静岡各社の消費者件数が微減した要因は、電力（オール電化）やLPガスとの競争が激しいことであるとも考えられる。

因みに、関東経済産業局を除く各経産局では、一般ガス・簡易ガス・LPガスの同一使用量基準での家庭用ガス料金比較表を、下表のように定期的に公表している。

(九州経済産業局管内)													(単位:円)	
県名	地域区分	地域区分の内訳		規制料金								自由料金		
				一般ガス		簡易ガス				小団地		LPガス 平均値		
				事業者名	22m3 44m3	大団地 団地名	10m3 20m3	中団地 団地名	10m3 20m3	小団地 団地名	10m3 20m3	10m3 20m3		
福岡県	福岡県		基本料金										1,923	
			従量料金										5,719	
			計										7,642	
			基本料金										1,923	
			従量料金										10,740	
			計										12,663	
	北九州	北九州市、中間市、遠賀郡		基本料金	1,092		1,445.85		1,512.00			961.21	1,917	
				従量料金	5,018		3,949.20		3,730.50			3,774.20	5,788	
				計	6,110		5,395		5,242			4,735	7,705	
			西部瓦斯		基本料金	1,501	白壁 ニュータウン	1,445.85	水巻サ ニ ニュータウン	1,512.00	防衛省戸 屋線ヶ丘 宿舎	961.21	1,917	
					従量料金	9,422		7,898.40		7,451.00		7,548.40	11,133	
					計	10,923		9,344		8,973		8,509	13,050	
					基本料金									
					従量料金									
					計									

上表は、西部ガスのある九州経産局が公表している事例だ。加えて、北海道ガスや広島ガスの事例をそれぞれ1か所ずつ抽出すると、次のようになる。

■ガス事業形態別家庭用ガス料金比較事例 (出典：各経産局 (単位：円))

使用量	西部ガス	簡 易 ガ ス			L P ガス (自由料金)
【北九州】 2013/10 現在		大団地	中団地	小団地	
22m3 ケース	6,110	5,395	5,242	4,735	7,705
	(100)	(88)	(86)	(77)	(126)
44m3 ケース	10,923	9,344	8,973	8,509	13,050
	(100)	(86)	(82)	(78)	(119)

使用量	広島ガス	簡 易 ガ ス			L P ガス (自由料金)
【広島等】 2013/10 現在		大団地	中団地	小団地	
22m3 ケース	5,983	5,927	5,237	6,617	7,054
	(100)	(99)	(88)	(111)	(118)
44m3 ケース	10,775	10,256	9,107	10,925	12,007
	(100)	(95)	(85)	(101)	(111)

使用量	北海道ガス	簡 易 ガ ス			L P ガス (自由料金)
【札幌等】 2013/4 現在		大団地	中団地	小団地	
22m3 ケース	5,238	4,977	6,674	5,904	9,452
	(100)	(95)	(127)	(112)	(180)
44m3 ケース	9,188	8,684	10,917	10,099	15,833
	(100)	(94)	(119)	(110)	(172)

注1：22m3 は厨房等、44m3 は厨房給湯等使用量、() は一般ガス=100 の指数。

注2：税込価格。L P ガスには設備代が含まれる可能性あり。

注3：簡易ガス団地区分は、同一地域で消費者件数順位最大・中間・最小地点。

注4：L P ガスは石油情報センターのサンプル調査。

これらの表で掲げた地域では、ＬＰガスを原料とした簡易ガス事業者であっても、一般ガス事業者よりも料金が安い場合がある。各経産局の一覧表を概観すると、東京ガスと大阪ガスを除く一般ガス事業者の料金水準には、簡易ガス事業者と同等又はそれ以上の場合も多い。

「割高なＬＰガスやネットワーク規模の経済性から、一般ガス事業は簡易ガス事業よりも効率的な供給ができる」という既成概念が当てはまらない実態を垣間見ることができる。

家庭用消費者件数が減少している一般ガス事業者は、簡易ガス事業と比較して割高なガス料金がその一因と思われる。また、簡易ガス事業者が低廉なＬＰガスを調達するよう努力しているだけでなく、大規模ないし高い技術の特定ガス発生設備（バルク・ストレージタンク）を複数箇所に設置して効率的なガス供給を行うことにより、一般ガス事業よりも安い料金が実現していると考えられる。

一般ガス事業も簡易ガス事業も、コスト回収を担保された総括原価方式による認可料金によって行われている。一般ガス事業と簡易ガス事業の料金格差の要因は、どちらかの事業の経営が効率性で劣っていたり、本来回収すべきコストを回収していないといったことであろう。

特に一般ガス事業者の兼業又は関連会社による簡易ガス事業の料金が、本体の一般ガス事業の料金よりも割高な場合には、当該地域での合理的な説明が求められる。その意味においては、この小委員会は格好の場であるので、今後適宜、資源エネルギー庁事務局やガス事業関係者は十分な説明をされたい。

簡易ガス事業は、原料であるＬＰガスの性状や規模の経済性の限界から、小規模なネットワーク供給に適している供給形態とされている。そのためか、簡易ガス事業は一般ガス事業に比べて需要家の数が少ないと思われがちだ。しかし、一般ガス事業者と簡易ガス事業者について、下表のように需要家戸数別に比較してみると、簡易ガス事業者の需要家戸数が一般ガス事業者の需要家戸数よりも少ないとは限らない。

１０００戸以上の需要家を抱える簡易ガス事業者３４１社という数は、１０００戸以上の需要家を抱える一般ガス事業者１６８社の２倍以上にもなる。一般ガス事業と簡易ガス事業を、同じ生活必需品であるガスと考える家庭用消費者の立場からすれば、この２種類の事業それぞれの規制が原料ガス種の違いで格差をつけられているのは不合理だ。導管ネットワークによる供給独占性の強さの観点から、原料ガス種の相違ではなく需要家戸数の区分にて、簡易ガス事業と一般ガス事業の料金規制や保安規制を整合させるべきである。

■戸数区分別一般と簡易ガス事業数比較（＊一般ガス事業者は一部飛地合算）

需要家戸数	一般ガス事業者数	簡易ガス事業者数
～３００ [７０～２９９]		６３５
３０１～５００ [３００～４９９]	１	２３３
５０１～１０００ [５００～９９９]	３	２４３
(小 計)	(２％) ４	(７７％) １,１１１

1001～2000 [1000～1999]	15	167
2001～3000 [以下同じ]	19	69
3001～4000	14	35
4001～5000	14	16
5001～10000	33	29
10001～50000	73	25
(小 計)	(80%) 168	(23%) 341
50001～100000	15	
100001～300000	12	
300001～500000	4	
500001 戸以上	6	
合 計	(100%) 209	(100%) 1,452

(出典) ガス事業便覧 (平成25年版)

(注) 簡易ガス事業の戸数区分は []

以上のことから、今般の“ガスシステム改革”においては、簡易ガス事業に係る事業規制と保安規制の変更に關して次の点を重々留意しておく必要がある。

- (1) 簡易ガス事業と一般ガス事業の間に敷かれている相互参入障壁を撤廃し、特に一般ガス事業者の営業地域での集合住宅や防災拠点に簡易ガス事業者が容易に進出できるようにすることで消費者選択肢の拡大を図るべき。
- (2) 簡易ガス事業の需要家の大多数は家庭用消費者だ。簡易ガス事業には、同じガス原料を扱うLPガス販売事業者への代替性がある場合がある。しかし、それが困難な家庭用消費者には、料金規制撤廃により割高な一般ガス事業者の料金まで値上げされる可能性がある。家庭用消費者に対しては、料金規制や供給義務など事業規制を課すべきである。自由化の美名の下に家庭用消費者の既得権益を剥奪すべきでない。
- (3) 大規模なマンションや団地など一定戸数以上を抱える簡易ガス事業については、一般ガス事業と同じくガス事業法において料金規制その他事業規制、保安規制、公益特権の付与などを継続していくべき。
- (4) 簡易ガス事業を液化石油ガス法に全面移管することが検討されている。いずれの法令で規制することになろうとも、家庭用消費者の料金面や保安面での既得権益を著しく損ねる可能性がある制度変更は実施すべきではない。

御意見②（平成 26 年 6 月 10 日）

電力システム改革が大きく進展しているなか、都市ガスについてのシステム改革も、電力改革を追うように進んでいます。

消費者にとって、都市ガスが低廉かつ安定的に供給されることは本来望ましいことですが、一方で、消費者保護の仕組みや適切な市場環境の整備が十分でないまま、見切り発車で都市ガスの小売自由化や料金自由化が行われると、「規制なき独占」が発生することも懸念されます。

ガスシステム改革による新たな事業者の参入、料金・サービスなどの多様化を通じて、消費者の選択の幅を広げ料金の低廉化をはかると同時に、引き続き、安全に安心して都市ガスを利用できる制度を構築するために、以下の点について制度整備を求めます。

1. 情報公開の義務付け

消費者が適切に事業者を選択できるよう、料金体系やその内訳の公開を義務付けてください。その際、ホームページなどを活用し、誰でも比較・検討できるようにしてください。

また、消費者が契約の内容について十分理解した上で契約できるよう、料金体系や供給条件などの書面交付を義務付けるなどの措置もあわせて行ってください。

2. 行政による監視の担保

自由化後、一部地域において新規参入者がなく、「規制なき独占」が発生して、異常な料金値上げや供給拒否といった事態が生ずることも懸念されます。そのような事態を是正するため、行政が事後的にチェックを行い、必要に応じて指導を行う権限を持たせてください。また、料金水準が著しく不当である場合などは、行政による変更命令も可能とする措置を講じることを求めます。

この点は、所管官庁である経済産業省だけでなく、消費者庁や公正取引委員会などの役割も検討する必要があると思われます。

3. 経過措置

電力の小売自由化においては、「規制なき独占」が発生しないよう、消費者保護の観点から、参入の自由化後の一定期間、競争的な市場が形成されるまで、小売料金規制を継続するという経過措置が設けられました。小委員会では「規制を設けなくても、市場が機能するのではないか」といった意見もありましたが、電力事業と同様、都市ガス事業においても、適切な競争環境が形成されるまでの経過措置を検討するよう求めます。

4. 最終保障サービス

都市ガス事業も、電力事業と同様、最終保障サービスを明確にする必要があると考えます。都市ガスは、熱エネルギー源として LP ガスやオール電化など他のエネルギーで容易に代替が可能であり、最終保障サービスは不要であるという意見もあります。しかしながら、他エネルギーへの転換は、器具の取り換えなど多大な労力とコストを要するものであり、消費者にとって気軽にできるものではありません。

また、小売事業者が倒産するなど、何らかの理由で一時的にガスの供給が受けられなくなることも予想されます。このような場合、消費者が新たな都市ガス事業者と契約を結ぶまで、継続してガス供給を受けられるよう、最終保障サービスについて、誰が責任をもって担うのかを明確にすることを求めます。

5. 保安のあり方

自由化後の保安のあり方は、何よりも消費者の安全を第一とし、そのためにもっとも望ましいあり方は何かという視点で検討すべきと考えます。そうした点から、自由化後の保安は、規制が後退することなく、より明確化を図った上で、ガス導管事業者が担うとすることが望ましいと考えます。

この方式であれば、需要家に接続する導管から需要家のガス設備まで連続する保安業務を一体的に行うことができます。また、ガス小売事業者を変更しても、保安責任者の変更がないため、保安水準の維持が図れます。

同時に、ガス小売事業者に対しても、消費者への営業活動などにおいて、保安に対して無関心にならないよう、必要な教育を義務づけるなどの検討も必要と考えます。

以上

御意見③（平成 26 年 6 月 30 日）

ガスシステム改革の中でも、保安の自由化には強く反対します。

都市ガスは道路面下を網の目のように配管されています。

一般家庭に供給されるまで、一貫した保安体制にもとで、辛うじて安全は保たれていると思っています。

首都直下地震や南海トラフ地震の懸念されている今、保安体制をビジネス競争にさらされることに大きな懸念があります。しかも、白ガス管の 300 万世帯以上残ることや、住民の高齢化、単身高齢世帯の増加、震災時火災発生危険とされる地域の未整備の中、小売のみならず、保安・点検体制を自由化する場合には、参入事業者全体で、需要家事故を補償する保険制度を創設して欲しい。

自由化により、白ガス管更新等を理由に「シロアリ詐欺」から「白ガス管詐欺」被害の増大が懸念されます。

自由化は、選択した消費者責任が重く、多くは悪徳事業者の餌食となっております。携帯電話、光ケーブル、シロアリ、リフォーム、太陽光発電、栄養食品、墓地、エコキュート分割払い、LPG工事など等・・・おれおれ詐欺未満の被害者が増大している中、どのようなセイフティネットを準備頂けるのでしょうか。

自由化の前に、ガス事業者には共同で、各需要家に「白ガス管」か「樹脂管」かの周知を義務付けて頂きたいと思います。取り換え経費も想像すらできません。

今、多くの需要家は、ガス保安について十分判断できない状況にあります。

保安は、顔が見える責任を追及できる従来からの「逃げられない」事業者に一括として責務を負わせる体制をお願いいたします。福島の事故でも、国と事業者と有識者会議が責任のキャッチボールの中での負の遺産が被災者の現実でもあります。

慎重に絶対責任をだれが取するのかを明らかにして審議をお願いいたします。

御意見④（平成 26 年 7 月 4 日）

電力システム改革に続き都市ガスについて、『競争の活性化による料金抑制』と『消費者利益の保護と安全確保』を目的としたシステム改革が検討されています。しかし最も影響を受ける消費者の理解が浸透しないままに、事業者視点で「自由化ありき」で議論されることに懸念があります。

ガスという生活インフラを考えた時に、最大の関心事は保安と安い料金であり、目に見えず品質が一定との特性をもつ生活インフラの消費者の最大の関心事は保安と安い料金であり、価格競争のしわ寄せは安全コスト削減や新規参入のない分野の料金値上げに他なりません。

価格交渉力のあるガス自由化分野でも、新規参入の販売比率は 15%、件数比率は約 5%しかありません。例えば千 m^3 以上/年(=簡易ガスの自由化範囲)のように、これまでと同様に段階的な自由化範囲の拡大を通じて、競争促進の制度改革に伴う競争の活性化を確認した上で、生活に必需である厨房と給湯の消費者まで自由化するべきであり、時期尚早の感が否めません。

ガス自由化の先例を十分に公表・検証にした上でそれでも家庭までも自由化すべきとの結論となるのであれば、家庭用の全てに新規参入が明確になるまでは、下記の十分な消費者利益の保護策は必須であり、それがない前提での自由化には、簡易ガスも含めてデメリットの不安が大きく反対します。

1. ガス自由化に関する全体的な受け止め

6月の電力システム改革小委員会で公表された『小売自由化に関する国民意識調査』の結果概要に記述されている「消費者の理解と支持を得ながら小売全面自由化を進めていくためには、自由化に関する消費者への周知・広報が重要であることが示唆される」「電力会社の選択時に最も重視される項目は、料金の安さ」は、ガスについても同様の意識と言えます。

しかしガスシステム改革小委員会(以下、小委員会)では、既に自由化の途にある欧米の動向やわが国の LP ガスの不透明な取引などの事例検証を通じたガス自由化のメリットやデメリット防止策に関する具体的施策の議論と周知が、電力自由化と比べて十分になされているとは言えません。従ってガス自由化は消費者にとり唐突感がぬぐえず、また消費者側も未だ選択力が醸成されている実態でもありません。

経済産業省は、小委員会での一方的な「国民の意見」募集だけではなく、ガス自由化のメリットやデメリットを防止するための具体的な保護政策を、広く周知・広報をして国民の理解を求めるべきです。

消費者の自由化での最大の期待は、競争によるガス料金低下であり、「規制無き独占」によるガス事業者の一方的な料金値上げや継続的な供給拒否への防止策が必要不可欠です。

多くのガス事業者が、今年の料金値上げ申請を消費者に周知しなかった事例や、戻聞するところ、「料金の情報公開不要が自由化の醍醐味。納得しない消費者は他を選択すれば良い」と言うガス事業者が売りたい消費者を選別したいとの意見もあります。それらを踏まえると、競争がない場合に独占的事業者のガス料金値上げ等に歯止めのない自由化であれば、交渉力のない消費者が被害者となり、「消費者本位の改革とならないので反対!!」が消費者の偽らざる意識であると考えます。

2. ガスシステム改革に対する提言

(1) 参入規制撤廃について

都市ガスの自由化は、新規参入者による活発な競争がおこり、厨房だけの少量利用消費者にも多くのサービスや低廉なガスが安全に供給されるのであれば賛成します。そのためにはガス事業者をまたぐ託送料金の低廉化など、ガス事業者の選択肢拡大の制度作りも必須です。

同時に、都市ガスは生活に必需なインフラとして、従来から安全性を重視する保安規制や公益事業として料金認可や供給義務の規制があり、低所得者や高齢者など生活弱者も含めた消費者全体が、安心して毎日継続して公平な料金で都市ガスを利用してきた背景も大切にすべきです。

(2) 健全で競争的な市場の育成されるまでは料金保護策の経過措置を

電気は、自然エネルギーや火力など国内で色々な発電がありますが、ガスの大半は輸入であり参入者も限られます。台所や風呂のガス消費量は所得の多寡とは関係なく、料金値上げは生活弱者を直撃しますが、そのような少量で利益の少ない家庭に競争が起こるか疑問です。

自由化しても新規参入による競争がなければ、現在のガス事業者の独断場となり、生活弱者や少量世帯が一方的に値上げや継続供給を拒否されれば多くの消費者が被害者となります。競争を担保する政策的自由化促進策を具体的に明示する必要があります。その上で競争的な家庭用ガス市場の形成を見極めるまでは、電力料金と同じく小売料金値上げ認可の規制を継続する経過措置を設けるべきです。

また競争状態を確認するために、消費者も参加する第三者機関において適切に監視できる仕組みを構築してください。

(3) 届出制料金規制について

小委員会では『料金を届出制として、著しく不適切な料金設定など大問題が生じた場合に変更命令をする』とあります。しかし最近の電気や都市ガスの料金値上げも、申請段階での規制ではなく届出制であれば、申請額のままで値上げされたと思います。料金値上げを届けて個別の費用内訳を公表されたとしても、消費者には妥当性の判断ができません。

大口料金値下げのしわ寄せや、ガスと無関係なコストを競争の少ない家庭料金へ転嫁されても、「著しく不適切」な料金となるまで事前の牽制機能がないことから、不必要なコストを徐々に上乘した料金値上げをされて、「大問題」となり改善命令が出される段階まで消費者が不利益を受ける可能性が大きいので、料金値上げの届出制には反対します。

但し、ガス事業者の値下げは、新規参入者と同じく自由化し、小規模ガス事業者の料金値上げ審査を大幅に簡素化するなどして、事業者の負担や行政コスト低減も図るべきです。

(4) 最終保障サービスを明確に

都市ガスは電気に比べて相対的に必需性が低いことから最終保障サービスは不要との意見もありますが、他エネルギーへの変更は器具の取り換えなど多大な労力とコストを要します。賃借住宅やマンション世帯ではLPなど他燃料転換もできず、持家戸建でも年金生活や低所得世帯では他燃料に変える余力がありません。これら消費者は都市ガスの競争がなければ、今のガス事業者から継続してガスを受けざるを得ません。新築や増改築など他燃料の選択が可能な消費者と、従来も、また今後も継続したガ

スの利用を希望し、または利用せざるを得ない消費者へのガス料金規制や継続的供給に関する最終保障サービスの保護策が必要です。また供給していた事業者の倒産等で、消費者が新たな事業者と契約を結ぶまでの間、一時的にガスの供給が受けられなくなることも懸念されます。このようなことのないよう、考えられる様々な状況において、誰が責任をもって供給するのかを明確にするべきと考えます。

（５）競争状態の監視規制と是正策について

競争を担保するために、上記の経過措置後も監視・指導など行政権限を残すよう要請します。仮に一度は新規参入が進んでも、その後に「規制なき独占」に陥った場合、異常な料金値上げや供給拒否といった事態が放置されることのないよう、ガスのようなライフラインに関わる料金については行政が事後的に点検し、指導・命令によって是正できる権限を残す必要があります。また、こうした行政権限に、所管官庁である経済産業省だけでなく、消費者庁や公正取引委員会なども関与できるようにし、広範なチェック体制が進むよう望みます。

（６）安心できる家庭用需要家保安についてその役割と責任を明確に

日本のガス事故件数の少なさは、需要家の定期点検や緊急保安などを一体的にガス事業者が、その技術力と保安体制により責任を担ってきたからと評価をしています。

今後、高齢化、単身世帯や空家の増加、あるいは住宅の密集化や高層化が一層進むことが予想されます。保安業務を分割して複数のガス事業者が責任分散して実施するよりも、従来通りに地域で顔の見える導管事業者が、引続き責任を持って実施することが安全・安心なインフラとして望ましいと考えます。更に小売事業者も導管事業者と協働した補完的な保安義務を参入条件とすべきです。保安の責任と実施者が別となる場合は、点検詐欺、コスト競争による保安技術能力低下や手抜き調査を防止する観点から、保安実施者を中立的な第三者機関として、そのコストの情報公開も含めて国が関与すべきです。

（７）ＬＰガス取引の透明化について

家庭消費者は、都市ガスもＬＰガスでも同じように保護されるべきです。ＬＰガスでは、料金や設備関係などの書面交付が義務づけられていますが、価格、販売店変更や設備所有など毎年数千件の消費者相談があり、不満を感じる消費者の氷山の一角（相談件数は実態の３％の顕在化と言われます）です。

ＬＰガスの不透明な商慣行が横行する規制の盲点を検証しないと、規制で少ない都市ガスの苦情も自由化後には、ＬＰガスの二の舞となる心配があります。ＬＰガスも都市ガスも、小売事業者は変更の際も含めて標準価格表の公表による説明責任を、また個別消費者ごとに供給条件が違う場合には書面交付も義務づけて、それに違反した場合はペナルティを課すことで、ガス体エネルギー全体での透明性と安心して事業者選択ができるようにするべきです。

（８）制度設計に向けて幅広く意見の聴取を要請します。

小委員会では、ガス事業者を中心とした事業者のヒヤリングを元に論点整理が行われました。

並行して期限を定めない「国民からの意見」募集が行われていますが、消費者団体を含む幅広い利害関係団体からも意見聴取するべきと考えます。また小委員会では一定の期間ごとに「国民から

の意見」に対する見解をまとめて公表することで、家庭消費者の理解促進に繋がる開かれたガス自由化議論になると思います。

以上

御意見⑤（平成 26 年 7 月 7 日）

ガスシステム改革小委員会で都市ガスの自由化が検討されていることを承知しています。いままでのところ事業者からのヒヤリングはされていますが、消費者側のヒアリングはされていません。都市ガスは、地方に中小のガス会社が多くあり、それらの地域の消費者にとっては、不安がありますので、消費者の立場からの意見を提出いたします。

1.保安体制を十分に確保できる仕組みを作ること。

消費者にとって安全性の確保が最大の関心事です。導管事業者とガス小売事業者が分離された場合は、保安維持管理の体制が十分確保されるのか不安を感じています。また、競争のなかでどちらも責任を取らない谷間ができる可能性があります。安全確保の体制は、十分に検討してください。

2.ガス料金の体系や決められ方を透明にし、消費者が選択しやすくすること。

ガス料金の体系を標準化し、消費者が比較検討しやすくすべきです。
さらに、サービスの内容も明確に記載させる必要があります。
また、事業者が突然一方的に料金値上げを通告してくるような事態にならないような歯止めも必要です。価格やサービスに不満があっても、他のエネルギーに転換するには、器具や設備の変更に消費者の経済的な負担は大きなものがあり、容易に変更できるものではありません。

3.消費者向けエネルギーの総合相談機関を設けること

電力、ガスとも制度変更が行われようとしています。多様なエネルギー制度についての消費者のための苦情や相談、情報提供の機関を設置すべきです。今までとは異なる業種からの参入も考えられ、相互参入もあると見られています。多様な知識をもって相談対応できる第三者機関の設置を望みます。

4.ガスシステム改革に向けては、広く消費者との意見交換をすること。

ガスシステム改革小委員会では、いままで事業者や業界団体からのヒヤリングのみで消費者側のヒヤリングはされていません。都市ガスはいろいろな地域に中小の事業者がガスを販売しています。特に地方の中小都市ガス供給地域の消費者へ改革制度の説明を十分に行い、意見を聴くべきです。

以上